

＼4,000円で5,000円のお買物ができる／

**焼津市プレミアム付商品券**

発行総額

**6億**

2,500万円!

# 取扱加盟店募集!!

## 説明会開催

焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会(以降、実行委員会という)では、令和元年10月にプレミアム付商品券を発行します。これに伴い、商品券が利用できる取扱店募集説明会を開催いたします。ご興味ある事業者の方は、まずは説明会へ奮ってご参加ください。

**7/10** 水 ①15:00~16:00  
②19:00~20:00

大井川商工会 2階講堂  
焼津市宗高900番地

**7/17** 水 ③15:00~16:00  
④19:00~20:00

焼津文化会館 3階会議室  
焼津市三ケ名1550番地

- 各回(①~④)とも内容は同じです。申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
- 説明会へ参加しなくてもご応募いただけます

## 取扱加盟店への 応募について

**登録料・換金手数料 無料!!**

また登録取扱店には、ステッカー等の備品を無料で配布します。

### 応募期間

令和元年7月1日(月)から同7月31日(水)まで。

期間後も引き続き募集しますが、購入対象者へ発送する購入引換券へ同封予定の取扱店一覧には掲載されません。(最終期限は同11月30日(土)となります)

### 応募方法

●HPよりお申込ください <https://premium-gift.jp/yaizu/>

焼津市プレミアム付商品券

検索

インターネット環境など、対応が難しい方は、実行委員会事務局へお問い合わせください。



### 取扱店参加資格

市内で営業する(営業拠点を持つ)事業者かつ実行委員会の審査を通過した事業者

※市商連加盟のお店、焼津商工会議所、大井川商工会の会員は、原則審査不要です。 ※詳細は裏面をご覧ください。

### 注意事項

- 購入対象者のみ購入可能(2019年住民税非課税者または2016年4月2日~2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯)
- 額面500円10枚綴りを1セットとして、4,000円で販売します。お一人様5セット(25,000円分)まで購入可能です。
- 商品券販売日は令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)まで販売予定。
- 商品券利用期間は令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)
- 登録された取扱店は、一覧表にて商品券購入者に配布します。
- 複数の店舗が含まれている商業施設等での一括申込はできません。テナントごとに申請してください。

お問い合わせ

焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局  
焼津市商業・産業政策課内(商業振興担当)

TEL 054-626-9411

# 焼津市プレミアム付商品券取扱店募集要項(抜粋)

## 1. 発行の目的

令和元年10月の消費税の引き上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするためにプレミアム付商品券を発行する。

## 2. 商品券の発行について

- |            |   |
|------------|---|
| (1)発行団体    | 焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会   |
| (2)発行総額    | 6億2,500万円   |
| (3)購入資格    | 2019年住民税非課税者、2016年4月2日～2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯   |
| (4)販売期間    | 2019年10月1日(火)～2020年2月28日(金)   |
| (5)利用期間    | 2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火)   |
| (6)商品券     | 1冊5,000円、額面500円×10枚綴り   |
| (7)販売方法    | ①令和元年10月1日(火)から実行委員会が指定する場所にて販売<br>②購入限度は、ひとり5セットまでとする。   |
| (8)取扱店参加資格 | ①法令に沿った営業許可を取っている者であって、焼津市内で営業している事業者、かつ実行委員会の審査を通過した者<br>②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営む事業者は、応募できません。<br>③反社会的勢力の方は、応募できません。 |

## 3. 商品券の取扱いにおける注意事項

- (1)商品券は、物品の販売又は、役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2)購入した商品券を自店にて換金する事を禁止します。
- (3)有価証券、切手、印紙、プリペイドカード等、換金性の高いものや金融商品等の資産性が高い利用は禁止します。
- (4)商品券の額面に金額が満たない場合は、原則釣銭は出さなくて良い。
- (5)有効期限の過ぎた商品券は、利用、換金できません。
- (6)商品券の盗難、紛失、又は偽造、模造等に対して、実行委員会はその責を負わない。
- (7)出資や債務の支払(税金、保険料、公共料金、振込手数料)に利用できません。
- (8)取扱店である事を明確にする為、取扱店とわかる支給された「ステッカー」の表示等、わかりやすいようにする事。

## 4. 申請手続きについて

### ■ホームページからの申請

下記ホームページの取扱い店募集から必要事項を入力の上、お申込ください。

焼津市プレミアム付商品券

検索

<https://premium-gift.jp/yaizu/>



その際、ホームページに添付された利用可能店舗 募集要項 及び記載の誓約事項をご確認の上、お申込ください。

但し、インターネットでのお申込が難しい場合には、表面記載の説明会にご参加頂くか、

焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局(焼津市商業・産業政策課内 TEL 054-626-9411)にご相談 若しくは

焼津市プレミアム付商品券事務局(E-Mail:yaizu-p@jtb.com 又は FAX:054-221-7357 (FAXの着信確認電話 054-275-0518))へお問い合わせください。